

共同研究申込書

令和 年 月 日

一般財団法人青葉工学振興会
理事長 米本年邦 殿

申 込 者

住所 〒 _____

(法人名)

職名・氏名

印

(担当者: 電話:)

下記の通り共同研究を申し込みます。

記

1・研究題目

2・研究期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3・共同研究経費 消費税込み金額 _____ 円
(内訳) 消費税額 _____ 円
消費税抜き金額 _____ 円

4・その他

研究者所属:

職名・氏名:

共同研究契約書

(以下「甲」という。)と一般財団法人青葉工学振興会(以下「乙」という。)とは、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次に掲げる定義に従う。

- (1)「研究成果」とは、次条に定める、本契約に基づく共同研究(以下、「本共同研究」という。)において得られた、発明等(以下に定義される。)、プログラム等(以下に定義される。)、ノウハウ(以下に定義される。)、及び成果有体物(以下に定義される。)等の技術的成果であって、第5条の研究成果報告において特定されたものをいう。
- (2)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 発明等についての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、及びこれら権利の登録を受ける権利、並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - イ プログラム等にかかる著作権、並びに外国におけるこの著作権に相当する権利
 - ウ ノウハウにかかる権利
- (3)「発明等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、及び育成者権の対象となる発明、考案、創作、育成、案出その他の技術的成果をいう。
- (4)「プログラム等」とは、プログラム及びデータベースをいう。
- (5)「ノウハウ」とは、秘匿することが可能であって、かつ財産的価値を有する技術情報をいう。
- (6)「成果有体物」とは、研究材料、試薬又は試料(遺伝子、細胞、微生物、菌株、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等の生成成分等を含むが、これらに限定されない。)、試作品(合金、単結晶、ナノチューブ等の生成物等を含むが、これらに限定されない。)、実験装置等であって、学術的、技術的又は財産的価値を有する有形のものをいう。

(共同研究の題目及び実施)

第2条

- 1 本共同研究の研究題目は「」とする
- 2 甲及び乙は、別紙1に規定する本共同研究を実施する。
- 3 甲及び乙は、一定の成果が得られるよう誠実に本共同研究を実施するものとする。

(研究の期間及び研究の完了・中止)

第3条

- 1 本共同研究を実施する期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとする。
- 2 甲及び乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方

と協議のうえ、本共同研究を中止し、又は契約期間を短縮し、若しくは延長することができる。この場合、甲及び乙は中止又は短縮、若しくは延長の結果について互いに他の当事者に対して責めを負わない。

- 3 乙は、乙の研究担当者又は研究協力者の休業、退職又は他機関への異動等により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、甲と協議したうえで、本共同研究を中止することができる。この場合、乙は、甲に対し責めを負わない。
- 4 契約期間は、契約期間が満了したとき、契約期間満了前に甲及び乙が本共同研究の完了について書面で合意したとき、又は前2項により本共同研究を中止したときに、終了するものとする。

(研究経費)

第4条 甲は乙に対し、一金 円
(消費税及び地方消費税 円を含む)を乙の請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(研究成果の報告)

第5条 乙は、本共同研究の完了又は中止後に、本共同研究の研究成果について取りまとめ、本共同研究期間中に甲に報告するものとする。

(研究担当者)

第6条

- 1 甲及び乙は、別紙1の第6欄に掲げる従業員又は職員を、研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による同意を得たうえで、新たに指名した者を研究担当者として本共同研究に参加させることができる。
- 3 甲及び乙は、自己が参加させる研究担当者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 4 乙は、甲の研究担当者のうち、乙の研究実施場所において本共同研究に従事する者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 5 研究担当者は、本共同研究の実施にあたり研究遂行の責任を負うものとする。

(研究協力者)

第7条

- 1 甲及び乙は、別紙1の第7欄に掲げる者又は別途書面により相手方の同意を得た者を、研究協力者として本共同研究に参加させることができる。
- 2 甲及び乙は、自己が参加させる研究協力者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 研究協力者は、本共同研究の実施にあたり研究補助を行うものとする。

(施設・設備等)

第8条

- 1 研究経費により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲及び乙は、別紙1の第8欄及び第9欄に掲げる自己所有の施設・設備を、本共同研究の用に供するものとする。

- 3 甲は、別紙1の第9欄に掲げる甲所有の設備を乙に無償で提供するものとする。乙は、当該設備について、善良なる管理者をしてその管理にあてるものとする。当該設備の搬入、据付、及び保全に要する費用は甲の負担とする。
- 4 本共同研究が完了したとき又は本共同研究を中止したときは、乙は、前項の規定により甲から受け入れた設備を、甲に返還するものとする。設備の撤去及び搬出に要する費用は甲の負担とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で乙に移転できるものとする。

(知的財産権)

第9条

- 1 甲及び乙は、本共同研究において発明等が得られる知的財産権が生じた場合は、速やかに相手方に通知し、甲乙協議のうえ処理するものとする。
- 2 甲及び乙の研究担当者等が本共同研究においてノウハウ、プログラム等及び成果有体物を創作したときは、その取扱い及びその条件等については、甲乙協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 前2項の協議は、第1条に規定する実施者が大学等の機関に所属する場合は、所属機関の知的財産権に関する規程等を踏まえて行うものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報（以下、「秘密情報」という）について、第1条に規定する実施者並びに本共同研究の実施に当たり必要となる自己に属する最小限の役員及び従業員以外に開示し、提供し又は漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による同意を得た場合を除き秘密情報を共同研究以外の目的に使用してはならない。
 - 3 前二項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。
 - 一 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - 二 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - 三 開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - 五 秘密情報によることなく、独自に開発し又は取得した情報
 - 六 事前に相手方から書面による同意を得た情報
 - 4 甲及び乙は、法令、政府機関又は裁判所等の指示、規則、命令等（以下総称して「法令等」という）により秘密情報の開示を要求された場合、可能な限り速やかに相手方にその旨を通知するとともに、秘密情報が秘密として保持されるよう努めることを条件に、法令等に従い、要求に基づく最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。
 - 5 本条の義務を負う期間は、本共同研究開始日から本共同研究完了日まで、及び、本共同研究完了日の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表及び特定の第三者への開示)

- 第11条 甲又は乙は、公益法人及び第1条に規定する実施者の社会的使命を踏まえ、本共同研究の研究成果を公表又は特定の第三者に開示することができる。研

究成果を公表又は特定の第三者に開示する場合は、事前に研究成果の公表又は開示の内容を書面にて相手方に通知し、承諾を得るものとする。

なお、通知の義務を負う期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができるものとする。

(反社会的勢力排除への対応)

第12条

1 甲及び乙は、相手方の役員等が暴力団員等（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当する場合には相手に対して何等の催告その他の手続きを要せず、直ちに甲乙間で締結された契約の全部又は一部を解除することができる。

2 相手方が甲乙間の契約を履行する為の共同先又は調達先が、反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合、直ちに当該共同先等の取引関係を解消する措置をとり相手方に速やかに報告するものとする。

3 前二項による契約の解除をした場合、相手方に損害が生じても、甲及び乙はこれを一切賠償する責を負わない。

(研究の成果)

第13条 甲及び乙は、研究成果に係る技術的成果等の情報交換、公表、譲渡及び技術移転等の取扱いについて、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関して、紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、協議のうえこれを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6
東北大学大学院工学研究科内
一般財団法人青葉工学振興会
理事長 米本年邦

(別紙1)

1. 研究題目				
2. 研究目的				
3. 研究内容				
4. 契約期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (年間)		
5. 研究実施場所				
6. 研究担当者 (注1)	区分	氏 名	所属部局・職名	共同研究における役割
	甲	◎		
	乙	※		
7. 研究協力者	甲			
	乙			
8. 甲における共同研究の施設・設備	区分	施設の名称	設 備	
			名 称	規 格
乙				
9. 乙における共同研究の施設・設備	区分	施設の名称	設 備	
			名 称	規 格
乙				

(注1) 研究代表者には氏名の前に※印を、民間等共同研究員には氏名の前に◎を付してください。